

発委第1号

令和7年2月19日

瑞穂市議会議長 庄田 昭人 様

提出者 瑞穂市議会運営委員会
委員長 若井 千尋

瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び瑞穂市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

記

提出理由

瑞穂市行政組織条例の一部改正による組織変更に伴い、条例の改正を行うもの。

瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例

瑞穂市議会委員会条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 1 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号中「環境水道部の所管に属する事項」を
「環境経済部の所管に属する事項
上下水道部の所管に属する事項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂市議会委員会条例（平成15年瑞穂市条例第133号）新旧対照表

改正後（案）	現行
別表（第2条関係） （1）略 （2）産業建設委員会 6人 都市整備部の所管に属する事項 <u>環境経済部の所管に属する事項</u> <u>上下水道部の所管に属する事項</u> 農業委員会の所管に属する事項 （3）略	別表（第2条関係） （1）略 （2）産業建設委員会 6人 都市整備部の所管に属する事項 <u>環境水道部の所管に属する事項</u> 農業委員会の所管に属する事項 （3）略